

# 大村市中小企業創業資金

大村市内で創業する方の設備投資や販売促進のため、低利融資を行います。

1 融資利率 年1.3%

2 融資対象 下記の条件をすべて満たしている創業者の方

- ① 市内に住所を有する事業を営んでいない個人又はその個人が新たに設立する会社、あるいは中小企業者が本市に新たに設立する会社であること
- ② 新たに事業を開始する具体的計画を有すること、又は事業を開始（会社を設立）した日以後1年を経過していないこと
- ③ 長崎県信用保証協会の保証対象業種であること
- ④ 市税を完納していること（市税の滞納なし証明又はそれに代わるものが必要）
- ⑤ 銀行取引停止処分を現に受けていないこと
- ⑥ 営業許可、登録等が必要な業種は現に当該認可等を受けていること、又は受けることが確実なこと
- ⑦ その他、融資の申込要件に該当すること

3 融資の種類 運転資金・設備資金（限度額 1,000万円）

4 融資の期間 運転資金は7年以内（うち据置1年）  
設備資金は10年以内（うち据置1年）

5 信用保証、及び保証料 保証協会の創業関連保証を受けること  
保証料は市が全額補給

◎ 融資の申込みは、大村商工会議所まで ◎

◎ 融資の取扱いは、各金融機関まで ◎

十八親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、西海みずき信用組合（旧：長崎県民信用組合）の本店及び各支店

連絡先  
大村市商工振興課  
TEL 0957-53-4111(内線 249)

R2.10.1 現在